② 場所：本公告３⑴に同じ。
③ 方法：持参又は郵送により提出すること。（電送による提出は認めない。）
⑷ 入札書提出の期限、場所及び方法
① 期限：令和元年10月10日（木）午後４時00分まで（ただし、郵送による入札については、期限までに本公告３⑴へ必着させること。）
② 場所：本公告３⑴に同じ。
③ 方法：持参又は郵送すること。（電送による入札は認めない。）
⑸ 開札の日時、場所
① 日時：令和元年10月11日（金）午前11時00分
② 場所：本公告３⑴の西日本高速道路株式会社四国支社　１階入札室
４ その他
⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金　免除
⑶ 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告３⑶に定めるところにより申請書等を作成のうえ提出し、競争参加資格を有することについての確認を受け、本公告３⑷①に定める期限までに入札書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、申請書等の内容に関する契約責任者からの照会があった場合には説明しなければならない。
⑷ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸ 落札者の決定方法　本公告に示した物品に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者となるべき者とする。
⑹ 落札者が令和元年10月21日（月）までに備蓄倉庫を本契約のために使用可能な状態とできなかったときは、当該落札者と契約締結しないことがある。
⑺ 本契約においては、落札者が入札時に提出した各項目の単位あたりの税抜き価格をもって約定する。
⑻ 手続における交渉の有無　無
⑼ 契約書作成の要否　要
⑽ 詳細は、入札説明書による。
５ Summary
⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : Sadahiro Goto Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵ Classification of the products to be procured : 2
⑶ Nature and quantity of the products to be purchased : 865 tons of Sodium Chloride for solid de-icing agent and 35 tons of Sodium Chloride for liquid de-icing agent for Ehime Operation Office
⑷ Delivery period : From the next day of the contract day through 31 March 2020
⑸ Delivery place : Ehime Operation Office, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 804, Ido-machi, Matsuyama City and other 4 places
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
① not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,
② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,
③ have proven to have actually sold, manufactured or delivered the sodium chloride concerned after April, 2004
④ have proven to have or borrow the storage warehouse of 130 tons or more of the sodium chloride above, located within a radius of 100km from the following operation office concerning each purchase, and to be able or plan to use the storage warehouse during a term of the contract. The operation office and the capacity of the storage warehouse of each purchase object are as follows.
Further, the case of providing Shikoku branch tube other than that described the operating routes that can be transported reliably
⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 21 August 2019 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 21 August 2019)
⑻ Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 10 October 2019
⑼ Contact point for the notice : Megumi Suetsugu Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 4—1—3, Asahi-machi, Takamatsu City, Kagawa Prefecture 760—0065 Japan Tel. 087—825—1886

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年７月31日
契約責任者
西日本高速道路株式会社　四国支社
支社長　後藤　貞洋
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37
○第 14 号
１ 調達内容
⑴ 品目分類番号　２
⑵ 購入件名及び予定数量（※）
香川高速道路事務所管内凍結防止剤購入
固形剤散布用塩　675ｔ
溶液散布用塩　45ｔ
※ 数量は過年度実績に基づき算出した予定数量であり、契約数量を保証するものではない。
⑶ 調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷ 契約期間　契約締結日の翌日から令和２年３月31日まで
⑸ 納入場所　西日本高速道路株式会社　四国支社　香川高速道路事務所　香川県善通寺市金蔵寺町480　管内他４箇所
⑹ 入札方法
① 入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。
② 消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。
２ 競争参加資格
⑴ 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵ 維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑶ 競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
⑷ 平成16年度以降の塩化ナトリウムに係る販売実績、製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。
⑸ 香川高速道路事務所から半径100㎞以内の場所に位置する当社が指定する備蓄容量100ｔ以上の備蓄倉庫を保有又は借用（以下「保有等」という。）し、契約期間中当該備蓄倉庫を使用できること又は使用予定であることを証明した者であること。なお、四国支社管内以外に設ける場合は確実に運搬できる運行ルートを確保すること。
⑹ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺ 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
① 以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。